

14. 文学部英文学科の再入学等の取扱いについて（お知らせ）

文学部英文学科（夜間主コース）の学生募集停止に伴う再入学等の申請要件、再入学者等に適用される学則並びに学科課程に関する平成27（2015）年度以降の取扱いについて

学則第18条の2に定める再入学及び同第19条の2に定める年度を超える復籍については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 再入学及び年度を超える復籍を申請することができる者は、以下の2つの資格要件を満たさなければならない。
 - (1) 卒業に必要な年限が学則第3条の2第1項に定める最長在学年限を超えないこと。
 - (2) 卒業年限が平成33（2021）年度を超えないこと。
- 2 1に定める資格要件を満たさない者の取扱いは、以下のとおりとする。

旧文学部英文学科（夜間主コース）の退学者または除籍者は、文学部英文学科に再入学または年度を超える復籍を申請することができる。
- 3 再入学及び年度を超える復籍者に対して適用する学則並びに学科課程は以下のとおりとする。
 - (1) 1による再入学者及び年度を超える復籍者には平成26（2014）年度入学生に適用される学則並びに学科課程を適用する。
 - (2) 2による再入学者及び年度を超える復籍者には、再入学または年度を超えた復籍を許可された学年の学則並びに学科課程を適用する。
- 4 再入学または年度を超える復籍の許可は、文学部教授会の議を経て大学長が行う。尚、当該申請者に対しては、文学部教授会の判断により、試験等を課すことができる。

再入学者の取扱いについて.

平成13年4月1日以降の願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程を適用いたします。

年度を超えた復籍者の取扱いについて.

平成13年4月1日以降の願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用いたします。